

個人情報保護に関する法律案新旧対照条文

改正案	現行
<p>第四条 1・2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一、三十八（略）</p> <p>三十八の二 個人情報保護に関する基本方針（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第 号）第七条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>三十九、六十一（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策、市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2（略）</p>	<p>第四条 1・2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一、三十八（略）</p> <p>三十九、六十一（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに市民活動の促進に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2（略）</p>